

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 5 号

平成 2 9 年（2017 年）3 月 1 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 8 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

（市民生活部関係）

[指摘事項 収入関係について]

一般廃棄物手数料の算定に一部誤りがある。また、消費税の表示に誤りがある。適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

一般廃棄物処理手数料の算定については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行います。また、一般廃棄物処理手数料の算定を誤って徴収していた過誤納金は返還処理を行いました。

消費税の表示については、条例等に基づき総額表示方式とします。

【環境事業課】